

松福障第974号
令和5年9月19日

指定障害者支援施設の長
指定障害福祉サービス事業所の長 様

松本市長 臥雲 義尚
(公 印 省 略)

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修の受講に必要な
実務経験の例外的取扱いに係る指定権者への届出について(通知)

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者(以下「サービス管理責任者等」という。)の研修体系において、サービス管理責任者等基礎研修(以下「基礎研修」という。)終了後にサービス管理責任者等実践研修(以下「実践研修」という。)を受講するために必要な実務経験(OJT)は「2年以上」とされていますが、令和5年6月30日に関係告示が改正され、新たに、基礎研修受講開始時において既に実務経験者である者が、障害福祉サービス等に係る個別支援計画の作成の一連の業務に従事し、その旨を指定権者に届け出ている場合は、実践研修を受講するための実務経験(OJT)は例外的に「6月以上」とされたところです。

については、変更届出書の様式の一部を改正し、別添のとおり「変更のあった事項」欄に10-2を追加するとともに、当該指定権者への届出に係る取扱いを別紙のとおりとしますので、御了知願います。

松本市健康福祉部障がい福祉課
課長 西村 恵美
課長補佐 高羽 優
担 当 栗田 佳樹、柳沢 菜歩
電話 0263-34-3036
FAX 0263-36-9119
E-mail s-fukusi@city.matsumoto.lg.jp

実践研修の受講に必要な(「6ヵ月以上」への短縮)の指定権者への届出について

1 提出書類

- ・変更届出書(様式第2号)
- ・実践研修受講に係る実務経験の短縮の届出(参考様式 14)
- ・該当者の経歴書
- ・担当者の実務経験証明書

※基礎研修受講開始日前における実務経験を証明してください。

- ・基礎研修終了証の写し
- ・相談講義部分修了証の写し
- ・資格証の写し(該当者のみ)

※参考様式 14 のみ2部提出をお願いします。(相談支援専門員協会へ提出するために受理印を押印し、事業所へお渡しするため)

2 提出期限

個別支援計画作成業務への配置後 10 日以内

※令和 5 年 9 月 19 日以前に要件を満たしていた方に係る届出については、
令和 5 年 10 月 6 日(金)

※郵送で提出される場合、実践研修受講に係る実務経験の短縮の届出(参考様式 14)をお送りするため、返信用封筒を同封してください。

3 留意事項

- ・別添 3「サービス管理責任者等研修の取扱い等に関するQ&Aについて」に御留意ください。
- ・常勤のサービス管理責任者等に加えて配置された基礎研修修了者がすべて 6 月以上で実践研修を受けられるわけではないため、Q&A及び告示の改正内容を改めて御確認ください。
- ・市へ提出した「実践研修受講に係る実践経験の短縮の届出」の写しを保管しておいてください。
- ・実践研修の実施において、指定研修事業者の照会に応じて本届出の情報を提供する場合があります。

4 提出先

松本市役所 障がい福祉課 給付担当